

入 札 説 明 書

只 見 町

本入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項、只見町財務規則（昭和58年3月28日規則第7号。以下「財務規則」という。）及び自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約締結日から原則1年間とする。
ただし、管理等が良好な場合、最長3年まで延長できる。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札参加申込方法

入札者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、(1)に定める提出書類を、令和5年3月17日（金）17時までに4の(3)に定める場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出または説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 自動販売機設置入札参加申込書
- イ 誓約書
- ウ 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- エ 販売品目に許認可等が必要な場合はその免許の写し（該当の場合のみ）
- オ 公告 2（7）における実績を申告する書類（書式は任意）又は写し
- カ 官公署において自動販売機設置に係る使用許可を受けた実績があるものは、その許可書の写し
- キ 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（第1号様式の1から3）
- ク 履歴事項全部証明書又は写し
- ケ 身分証明書又は写し
- コ 財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は青色申告決算書
- サ 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し※
- シ 納税証明書（事業税及び自動車税）又は写し※
- ス 納税証明書（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）又は写し▲
- セ 委任状（第2号様式）
- ソ 営業許可（登録、許可、届出）等の一覧表（第3号様式）
- タ 官公庁納入実績一覧表（第4号様式）
- チ 使用印鑑届（第5号様式）

キからチについては、只見町ホームページ「物品購入競争入札参加資格申請受付について」よりダウンロードすること。

※印については、只見町内の業者に限り省略可

▲印については、只見町内の業者に限り提出

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び時間

ア 場所 (3) に示す場所に同じ。

イ 期間 令和5年3月3日(金) から令和5年3月17日(金) まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

受付期間は8時30分から17時15分まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和5年3月20日(月) 13時30分

イ 場所 只見町役場町下庁舎 2階 中会議室

(3) 問い合わせ先

郵便番号 968-0421 只見町大字只見字町下2591番地の30

只見町役場 総務課 財政係

電話 0241-82-5210 FAX 0241-82-2117

電子メール zaisei@town.tadami.lg.jp

5 入札の方法

(1) 入札時に必要な書類

ア 入札書

イ 委任状(代理人が入札される場合)

(2) 入札の方法

(1) に掲げる書類を当日持参すること。郵便等その他の方法による入札は受け付けない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び別添の契約書(案)を熟知のうえ、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書」(押印不要)を令和5年3月10日(金)12時までに4(3)へ、ワード又はエクセル(PDF不可)により作成し、電子メールまたはFAXにて、提出すること。受領した質疑書に関しては、質問者及び入札参加者に、電子メール又はFAXにて、令和5年3月14日(火)までに回答する。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書に添付されている入札書及び委任状を使用すること。

(5) 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)を記載すること。

6 入札保証金

免除とする。

7 開札等

(1) 開札は、4(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができる。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、只見町長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当するものを入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立に害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したもの
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (6) 開札開始時刻以後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。

10 入札の取りやめ等

入札が連合（談合）し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 只見町が定める予定価格以上での最高の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を提出したものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者の

うちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

1.3 契約保証金

免除とする。

1.4 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書のとおりとする
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

1.5 貸付料の納付

只見町が発行する納入通知書により一括納付すること。

1.6 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (2) 貸付場所は設置配置図のとおりであるが、入札者において貸付場所を事前に確認すること。
なお、貸付場所の確認に際しては、貸付場所に関する参考データ（施設の概要）に記載してある連絡先に事前に連絡して訪問すること。